

### 法第43条第2項第2号許可スケジュール

所要時間	
1ヶ月程度	①窓口相談 ご相談内容を伺った上で現地調査を行います。 案内図、公図、権利者一覧（登記事項証明書等）をお持ちください。権利者一覧の範囲は、 <b>相談地とその周囲（相談地に隣接する敷地、通路部分、通路に接する敷地等）の土地と建物の情報</b> が必要です。
	②現地調査 概ね月2回の予定です。立ち合いの必要はありません。
	③スタッフ会議 現地調査後、許可の可能性について方針を検討します。
	④検討結果のご案内 検討結果や許可の方針等について担当からご連絡いたします。
プラン検討	⑤会議資料作成 許可の方針に基づいて、プランの検討や協定図の作成等を進めていただきます。許可申請時期や建築計画等について事前にご相談ください。
	⑥会議資料提出 <b>案件検討会議の資料を下記期日までに1部</b> 作成してください。
3週間程度	⑦案件検討会議 関係各課を交えた内部会議において、建築審査会に向けた事前会議を行います。 <b>会議前日までに資料12部</b> ご用意ください。
	⑧許可申請 案件検討会議の翌日から <b>建築審査会開催日の7日前までに</b> 手続きを行ってください。許可申請手数料は1件につき36,000円です。
2~3週間程度	⑨建築審査会 <b>開催日の7日前までに資料18部</b> （案件検討会議の資料に追加の場合は6部・一括同意基準に該当する場合は不要）をご用意ください。
	⑩許可書交付 建築審査会において同意された案件については、消防同意後決裁手続きの上、許可書を交付いたします。なお、許可書交付時期は、建築審査会の同意から概ね <b>3週間後</b> です。
3週間程度	⑪工事完了届提出 完了検査前に <b>特定行政庁へ工事完了届の提出</b> が必要です。 <b>分筆や地目の変更が許可条件となる場合は、完了検査前までに手続きを済ませ、公図や登記事項証明書も併せて提出してください。</b>

※所要時間については目安です。

⑥会議資料提出期限		⑦案件検討会議		⑨建築審査会	
令和4年	3月16日	令和4年	3月30日	令和4年	4月20日
	4月20日		5月11日		6月1日
	6月1日		6月15日		7月6日
	7月13日		7月27日		8月17日
	8月24日		9月7日		9月28日
	9月28日		10月19日		11月9日
	11月2日		11月22日		12月14日
	12月14日	令和5年	1月11日	令和5年	2月1日
令和5年	2月1日	令和5年	2月22日	令和5年	3月15日

会議や建築審査会の準備がありますので、

当該日の午後は、  
係員が不在となる場合があります。

【お問い合わせ先】

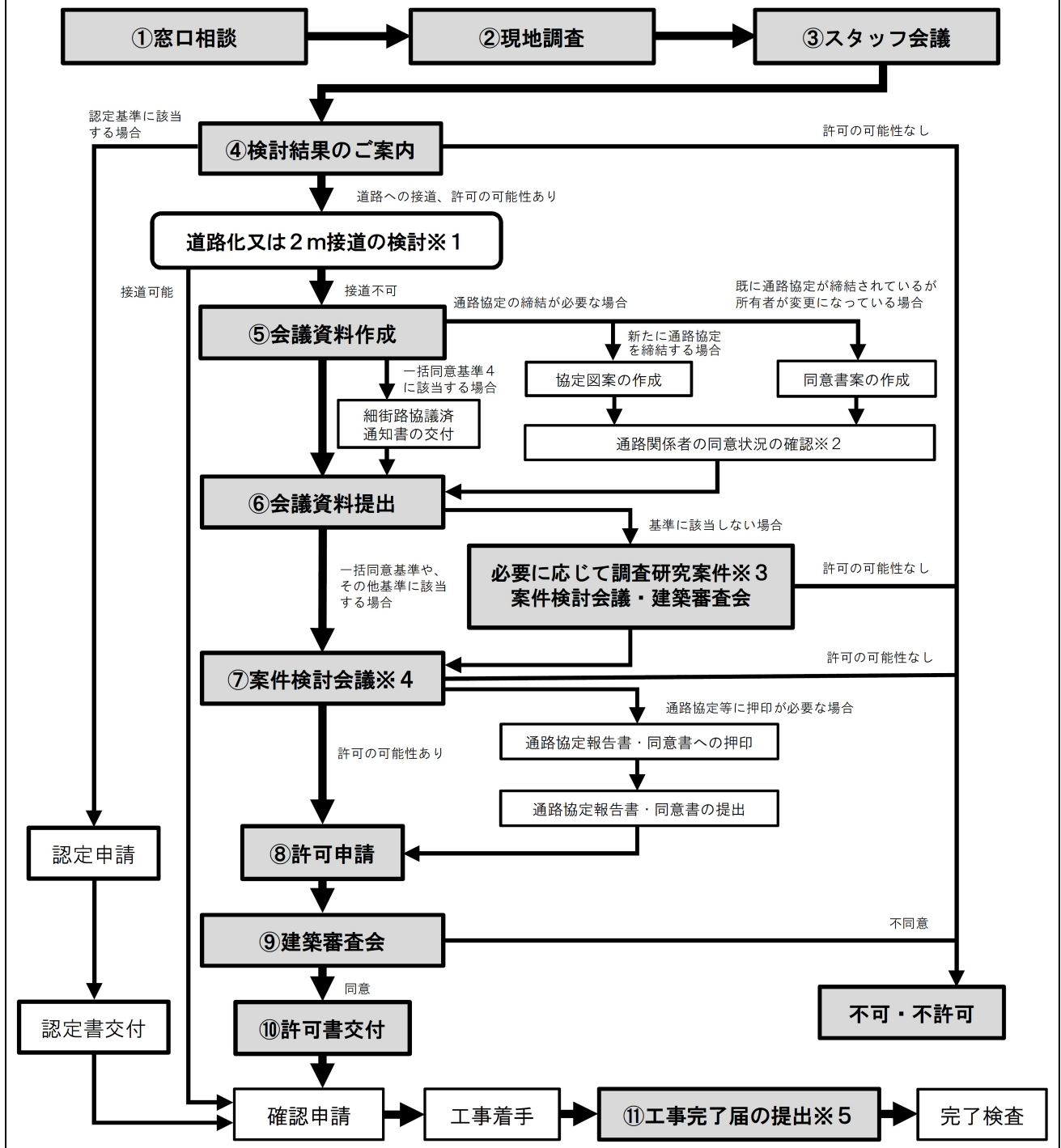
開発指導課 建築許可係

TEL 03-3880-5944（直通）

FAX 03-3880-5615

MAIL kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp

## 手続きフロー



※1 道路化とは位置指定道路にする等、前面通路を建築基準法上の道路に位置付けることです。検討結果についてはご報告ください。

※2 同意状況によって許可条件が異なる場合は、事前に通路関係者の同意状況を確認してください。

※3 敷地の分割を伴うものや基準には該当しないが許可の可能性を有するもの等、案件によっては許可申請前に建築審査会に意見を求める場合があります。この場合、通常よりかなり時間がかかります。

※4 案件検討会議において、建築計画の変更や通路協定図の修正が必要になる可能性があります。そのため、通路協定等への押印は案件検討会議後をお願いします。

※5 完了検査前に**特定行政庁へ工事完了届の提出**が必要です。**分筆や地目の変更が許可条件となる場合は、完了検査前までに手続きを済ませ、公図や登記事項証明書も併せて提出してください。**